

令和元年度第3回狩猟免許試験の実施について

福 井 県

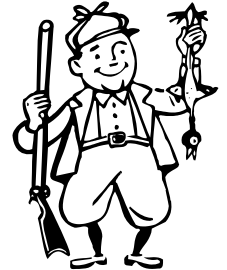
狩猟をしようとする人は、法定猟法の種類に応じた狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得した後（有効期間3年）、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

また、各市町で実施している有害鳥獣捕獲に捕獲隊員として参加するには、狩猟免許を所持し、狩猟経験があることなど、一定の要件を満たすことが必要です。

つきましては、令和元年度第3回狩猟免許試験を次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 狩猟免許の種類について（法定猟法とは、鳥獣保護管理法第2条第6項に規定する猟法のことです。）

免許の種類	法定猟法の種類（使用できる猟具の種類）
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）



2 狩猟免許試験について

(1) 対象者

福井県内に住所を有する方で、法第40条第2号から第6号のいずれにも該当しない方。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上（試験日現在）の方、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許については20歳以上（試験日現在）の方に限ります。

(2) 試験の主な内容

- ① 適性試験（視力、聴力、運動能力）
- ② 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識、鳥獣の保護管理に関する知識）
- ③ 技能試験（猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測）

(3) 試験の日時、会場、申請期間

試験は下記の会場で開催します。

	試験日	試験時間	試験会場	申請期間
第3回	令和2年 3月1日 (日)	9:30~ 16:30	福井県立大学永平寺キャンパス 共通講義棟 (吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1)	令和元年12月9日(月)から 令和2年1月24日(金)まで

(4) 実施要領・申請書の配布先および申請書類の提出先

試験実施要領と申請書は、次の機関および（一社）福井県猟友会（電話番号 0776 (22) 7206）で配布しています。提出先等、試験に関する詳しいことは、試験実施要領をご覧ください。

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10	910-8555	0776 (21) 8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45	913-8511	0776 (81) 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10	912-0016	0779 (65) 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5	915-0882	0778 (23) 4961
丹南農林総合事務所 丹生林業・木材活用課	丹生郡越前町内郡14-36	916-0147	0778 (34) 1790
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101	917-0297	0770 (56) 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42	914-0811	0770 (22) 0291

(5) お問い合わせ先

その他、不明な点は、上記機関または福井県安全環境部自然環境課（電話番号 0776 (20) 0306）までお問い合わせください。